

岬町告示第14号

令和7年度における岬町下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定するので、岬町下水道事業受益者負担金条例（以下：「条例」）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は岬町都市整備部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月17日

岬 町 長 田 代 堯

1. 条例第3条に規定する基準日および単位負担金額
 令和7年1月1日、1平方メートル当たり420円
2. 賦課対象区域
 岬町深日（門前、向出南、緑4丁会）の一部（別添図面の区域）
3. 縦覧期間
 令和7年3月17日から令和7年4月30日まで（土日祝を除く）
4. 縦覧時間
 午前9時15分から午後5時15分まで

